

(別記)

## 公表基準

公表は次の様式により行うものとする。

### 静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	日本社会福祉士会静岡県支部
所 在 地	静岡市葵区中町24-2 若杉ビル3階
評価実施期間	平成 20年10月15日～20年 12月 16日
評価調査者番号	① H18-a007号
	② H19-b007号

#### 1 福祉サービス事業者情報

##### (1) 事業者概要

事業所名称: 社会福祉法人 静岡市厚生事業協会 (施設名) 北沼上保育園	種別: 保育所
代表者氏名: 高橋 昌弘 (管理者) 遠藤 治見	開設年月日: 昭和 43年 8月 1日
設置主体: 社会福祉法人 静岡市厚生事業協会 経営主体: 社会福祉法人 静岡市厚生事業協会	定員: 100 人 (利用人数) 121人
所在地: 〒420-0901 静岡市葵区北沼上758番地の1	
連絡先電話番号: 054-261-3713	FAX番号: 054-261-3997
ホームページアドレス	<a href="http://www3.con.ne.jp/~sizhoiku/">http://www3.con.ne.jp/~sizhoiku/</a>

##### (2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
就学前児童の保育 緊急一時保育 子育て支援活動	入園進級式 春、秋の遠足 音楽リズム教室(年14回)鯉のぼり集会 消防署見学 高齢者施設訪問(年4回) 園外ハイキング ジャガイモ堀 人形劇鑑賞(年2回)鮎の放流 サツマ芋のつるさし七夕まつり プール遊び 他保育園との交流 龍の童まつり 総合防災訓練 運動会 幼児動物教室 芋ほりとクッキング 集まれちびっ子消防隊 秋の火災予防キャンペーン 七五三宮参り クリスマス発表会 マラソン 節分豆まき会 作品展 ひなまつり 卒園式 歯科検診(年2回) 内科検診(年3回) ぎょう虫検査
居室概要	居室以外の施設設備の概要

保育室6(ほふく室付き1室・予備室1室を含む)遊戯室	沐浴室 調乳室 調理室 プール		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園 長	1	調 理 師	3(うち非常勤 1)
副 園 長	1	嘱 託 医	2
主任事務員	1	保 育 補 助	2
保 育 士	17(うち非常勤 9)		

## 2 評価結果総評(利用者調査結果を含む。)

◆特に評価の高い点。
<p>1) 広い園庭を活用し、走ることや球技を通じて園児の基礎体力作りと運動能力向上に効果を上げています。また、毎年プロのサッカー選手の訪問があり、園児のスポーツに対する興味を持たせています。他にも、2歳児から、年間を通して音楽リズム教室を実施し、音楽に対しても興味を持たせています。</p> <p>2) 管理者は自らの役割と責任を表明し、職員への法令遵守への取り組みを促すと共に、職員が意欲的に研修に参加しやすいように書式の変更を行い、設立以来の書類の整理など事務環境の整備にも努めています。また、経営環境の把握により、地域に顕在化している福祉ニーズを事業化し、経営改善への取り組みをしています。</p> <p>3) 保育士は支援の必要な子への対応方法について講師を招いて研修し、一人ひとりの子どもへの理解や、自発的な行動を見守るなどの対応をしています。</p> <p>4) 園児の喫食については嗜好の把握に努め、メニューに園児の声を反映し、食育についても菜園作りから体験し、ランチョンマットを工夫するなどで栄養バランスに至るまで学べる環境を用意しています。</p> <p>5) 各保育室に除菌水生成噴霧器や空気清浄器を配置し、特に乳児室での排泄処理臭に効果を発揮しています。</p> <p>8) 恵まれた自然に親しむ活動が多く取り入れられています。また、近隣の地域との交流(園児の作品のポスター張りなど)や高齢者施設との交流、社会施設見学、防災訓練への参加等幅広く、多数の社会参加への機会を設けています。</p>
◆特に改善を求められる点。
<p>1) 事業計画が職員への説明にとどまり、保護者への説明が求められます。</p> <p>2) 監査が法人内にとどまり外部監査が求められます。また、人事考課の実施が求められます。</p> <p>3) 教育・研修の基本姿勢の明示と、職員全員に対する中長期的な個別研修計画の策定、これに基づく評価・見直しが求められます。</p> <p>4) 利用者満足の向上のための取り組み、施設運営に関する利用者の意見への取り組みが求められます。</p> <p>5) 課題に対する取り組みについて、関連職員の下で話し合われた記録の作成が求められます。</p> <p>6) 保育計画、実施記録、評価、見直等が年齢別、月別に作成されていますが、3歳児以上で特別</p>

の支援が必要な園児一人ひとりに対する個別の指導計画書はありません。また、子どもや保護者等の情報が指導計画者に確実に伝達される体制の整備がされていません。

### 3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

当保育園は市街地から北東約10キロの山間に位置する保育園で、恵まれた環境の中で「子どもたちにとってなにがいちばんいいのか」を基本理念に取り組んでまいりました。

今回の受審では一昨年、委託経営から設置経営となり、保育園を取り巻く環境も厳しさを増す中で、職員の意識改革・質の向上を目指す手段として、ありのままの状況で受審をし、それなりの評価も得られたと思います。受審により出てきた課題について、何項目かについては改善・整備をしました。今後さらなる改善に向けて職員が一丸となって取り組んでまいります。

また、保護者アンケートでは多くの保護者から暖かい声を頂くと共にいくつかの要望・意見も頂きました。今までも子供にとって何が一番よいのかを判断基準としてきましたので、これからもいろいろな機会をとらえ理解しあえる場を設け、保護者と保育園がいっしょに考え、双方が納得のいく方法を生み出していきたいと思っております。この受審が実り多きことを期待し、次回の受審に向かい努力してまいります。

### 4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理念、基本方針はパンフレットに明文化されていると共に各保育室に掲示されています。</li> <li>・職員には採用時に説明があり、保育室に掲示があります。また、保護者へはパンフレットの配付はしていますが、職員、保護者への理解を促す取り組みが十分ではありません。</li> </ul>
<p>2 計画の策定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期計画が策定され、急がれるものから順次実施されています。</li> <li>・事業計画・中長期計画は策定されていますが、職員の意見は聴取にとどまり、組織として計画はされていません。また、保護者には行事説明にとどまっています。</li> </ul>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者は常に自らの役割と責任と自分の考えを表明しています。</li> <li>・遵守すべき法律については事例検討会を行い、必要度の高い法令については職員室に法令集を設置し、日常的に職員の意識付けに積極的に取り組んでいます。</li> <li>・報告書の書式改善を実施し、職員が負担を感じずに積極的に研修に参加できるように簡素化し、職員の質の向上に指導力を発揮しています。</li> <li>・臨時職員を雇い、蓄積されていた書類の整理、分類を実施し、業務の効率や改善を実施しています。</li> </ul>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政からの情報、近隣の会合への参加、未就園児の参加行事、子育て支援事業などの機会を捉え環境の把握に努めています。</li> <li>・定期的にコストバランスの分析を行い、また、ニーズを的確に把握の上、経営改善を実施し、健全経営に取り組んでいます。</li> <li>・法人監査にとどまり、外部監査は行われていません。</li> </ul>

2 人材の確保・養成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織については職制・職務分掌が明確になっています。</li> <li>・職員の人員配置は余裕を持って計画されていますが、職員の個別の教育のための中長期の具体的な計画は策定されていません。また、研修報告、発表の場はありますが、評価や分析が行われていません。</li> <li>・人事考課については、職員の意向は把握されていますが、実施はされていません。福利厚生についてはソウェルクラブに加入すると共に、園独自の親睦会があります。</li> <li>・実習生については受け入れ姿勢を明示し、担当者を決めて受け入れています。</li> </ul>
3 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マニュアルは各項目が整備され、緊急時については事例検討会を持ち、即、対応できるようになっています。トイレ、手洗い場の清掃基準も整備され、衛生点検票、毎日の水道水の残留塩素の記録も記載されています</li> <li>・地震、火災は発生場所別、風向きも考慮した避難訓練、職員の消防署への通報訓練も毎月実施し、非常時に備えています。</li> <li>・事故防止、ヒヤリハットの対応も含め、再発防止について会議で話し合われています。また、交通量の増加に伴い、登降園時は駐車場の出入り口で職員が安全確認の対応をしています。</li> <li>・不審者の侵入に対してはマニュアルもあり、対応訓練も実施していますが、更にセキュリティの導入などの防止策を検討中です。</li> </ul>
4 地域との交流と連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯、民生委員、学区、地域関係とは定期的に連絡協議会が行われていますが、課題や事例検討会には至っていません。</li> <li>・虐待を受けている恐れのある子に対して、園内でも伝達について周知され、行政とも連携が取れています。</li> </ul>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育士は子どもの要求に対して適切に対応し、自発的行動を促す保育が実施されていますが、保育の実施に当たって保護者との共通理解が不十分です。</li> <li>・他の保育園の視察研修を行い、また、「気になる子」への対応方法は講師を招いて職員のスキルを上げるために研修していますが、十分ではありません。</li> <li>・利用者満足の向上に対しては苦情箱の設置や、利用者アンケートを実施していますが、定期的な実施ではなく、また、アンケートの結果を生かす仕組みがありません。</li> <li>・喫食に関しては献立表の配布、嗜好調査が実施され、除去食、代替食、子どもの体調に合わせた食事の提供がされています。また、食育として、野菜の育成から食卓へ上るまでが体験でき、食品群についても意識付のため、ランチオンマットに色分けした栄養群の図柄を施し、興味を持てる工夫がされています。テラスを活用した給食も実施しています。</li> <li>・排泄時については暖房便座の採用と扉で手を挟まない工夫があります。また、洋便器と和便器が備えられるとともに、色彩を考慮し、視覚的に親しみやすい工夫がされています。</li> <li>・困難事例に対応していますが、方法は文書化されていません。</li> <li>・連絡帳、送迎時の保護者との会話を大切にしていますが、家庭の状況や情報交換については十分ではありません。</li> </ul>
2 サービスの質の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育サービス等について会議などで話し合われていますが、改善計画に至っていません。また、組織としての定期的な見直しは行われていません。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育計画責任者は指導計画書で保育内容の確認をしていますが、全職員の周知は十分ではありません。</li> <li>・保育室の環境は、子どもの成長に合わせ手作り品などが工夫されています。また、各室に除菌水生成噴霧器と空気清浄器が設置され、特に乳児室に排泄時の臭いの残らないことには効果を上げています。</li> <li>・砂場は2カ所用意され、年齢に合わせた遊具が設置されています。</li> <li>・日常的な散歩により、恵まれた環境の中で自然観察をし、近隣との交流、高齢者施設、社会施設、地域の防災訓練など、取り巻く社会との関りも多く、人間関係を学ぶ機会を設けています。</li> <li>・健康管理については、アレルギー疾患を持つ子に対して医師の指示の下、適切になされています。</li> <li>・サービスの実施記録は作成され、関係者の間では共有できていますが、全職員に周知はされていません。また、ケース会議はなく、朝の打ち合わせと職員会議、ほか必要に応じて会議は実施されていますが記録が十分ではありません。このためケース会議記録はありません。</li> </ul>
3 サービスの開始、継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紹介文書は利用希望者には配付し、近隣の公共施設、医院等に配布し、ホームページ等の活用も実施しています。</li> <li>・サービスの開始に当たっては「入園のしおり」等で説明と同意は得ていますが、これについてのマニュアル、手順書はありません。</li> <li>・施設の変更や家庭への移行にあたり、問い合わせがあった場合は担当者による口頭での対応にとどまり、引き継ぎの文書の用意はありません。</li> </ul>
4 サービス実施計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントについては毎年1回、利用開始時に実施され、ニーズや課題は明示されていますが、利用開始後の実施はありません。</li> <li>・保育計画は地域の実態や家庭の意向を考慮していますが地域の実態のアンケートは未実施です。</li> <li>・指導計画書は作成され、計画、実施、評価については定期的な見直し改善に向けての取り組みが行われ、3歳児以上では、年齢別・月単位で作成されています。また、医師の指示の下で行われる「支援の必要な子どもに」に対しては個別具体的な方法が明示されていますが、3歳児以上で他に特別の支援が必要な園児一人ひとりに対しての個別指導計画書がありません。</li> <li>・保育計画・指導については全園児の保護者に対しての説明と同意は得ていますがマニュアルがありません。また、子どもや保護者の情報が計画責任者に確実に伝わる体制は整備されていません。</li> <li>・保育計画策定に当たっての手順等が定められていませんので、これに沿った評価・見直しは行われていません。</li> </ul>

## 5 評価項目の第三者評価

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階(a、b、c、)で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内用を明記し、評価分類ごとに区分する。

## 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
	① 理念が明文化されている。	A
	② 理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
	① 理念や基本方針が職員に周知されている。	B
	② 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	B

#### I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
	① 中・長期計画が策定されている。	A
	② 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
	① 計画の策定が組織的に行われている。	B
	② 計画が職員や利用者等に周知されている。	C

#### I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
	① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	A
	② 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

### 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

#### Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
	① 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
	② 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	A
	③ 外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

#### Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
II-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
	① 保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
	② 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
	③ 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	C
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
	① 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	B
	② 職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
	① 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	C
	② 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	C
	③ 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	C
II-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
	① 実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	A
	② 実習生の育成について積極的な取組を行っている。	B

### II-3 安全管理

		第三者評価結果
II-3-(1) 利用者の安全を確保するための取組が行われている。		
	① 緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
	② 事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A
	③ 調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
	④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
	⑤ 感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
	⑥ 発生した事故を把握している。	B
	⑦ 事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	A
	⑧ 利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
	⑨ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

### II-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	B

	② 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	③ 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	C
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	B
	③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
	④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	B
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

### 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

#### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
	② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
	③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
	④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	B
	⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	B
	② 利用者満足の向上に向けた取組を行っている。	C
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	A
	⑥ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B
	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	C
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B

③	利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	B
④	利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
⑤	相談援助の困難な場合についての対処方法がルール化されている。	C
⑥	一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行っている。	B
⑦	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	C
⑧	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	B

### Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
①	・ 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	C
②	評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	C
③	課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	C
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
①	園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	A
②	登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	B
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている。		
①	保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	A
②	子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
①	登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B
②	健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	B
③	歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
④	アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
⑤	身近な自然や社会とかかわれるような取組がなされている。	A
⑥	さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	B
⑦	絵本、物語などに親しみをもち、文字、言葉、会話などに興味や関心がもてるような配慮がされている。	B

	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5)	子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。	
	① 子どもの自発的に活動できる環境が整備されている。	B
Ⅲ-2-(6)	子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。	
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	B
Ⅲ-2-(7)	特別な保育への対応や配慮が行われている。	
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	C
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	B
Ⅲ-2-(8)	サービス実施の記録が適切に行われている。	
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	B
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	C

### Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1)	サービス提供の開始が適切に行われている。	
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	B
	② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2)	サービスの継続性に配慮した対応が行われている。	
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	C

### Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1)	利用者のアセスメントが行われている。	
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行っている。	B
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2)	利用者に対するサービス実施計画が策定されている。	
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	B
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	C
	③ 食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A

④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	C
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	B
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	C
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	C
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行っている。	C